

○厚生労働省令第 号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十一条の二十三第一項及び第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準を次のように定める。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 地域移行支援の事業の人員及び運営に関する基準

第一節 基本方針（第四条）

第二節 人員に関する基準（第五条・第六条）

第三節 運営に関する基準（第七条—第四十一条）

第三章 地域定着支援の事業の人員及び運営に関する基準

## 第一節 基本方針（第四十二条）

### 第二節 人員に関する基準（第四十三条）

### 第三節 運営に関する基準（第四十四条—第四十八条）

## 附則

### 第一章 総則

#### （趣旨）

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の二十三第一項の基準及び同条第二項の指定地域相談支援の事業の運営に関する基準については、この省令の定めるところによる。

#### （定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 利用者 地域相談支援を利用する障害者をいう。

二 基本相談支援 法第五条第十八項に規定する基本相談支援をいう。

三 障害者支援施設等 法第五条第十九項に規定する障害者支援施設、のぞみの園若しくは同条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設をいう。

四 精神科病院 法第五条第十九項に規定する精神科病院をいう。

五 地域相談支援給付決定障害者 法第五条第二十二項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。

六 指定障害福祉サービス事業者等 法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。

七 地域相談支援給付決定 法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定をいう。

八 地域相談支援給付量 法第五十一条の七第七項に規定する地域相談支援給付量をいう。

九 地域相談支援受給者証 法第五十一条の七第八項に規定する地域相談支援受給者証をいう。

十 地域相談支援給付決定の有効期間 法第五十一条の八に規定する地域相談支援給付決定の有効期間をいう。

十一 地域相談支援給付決定の変更の決定 法五十一条の九第二項に規定する地域相談支援給付決定の変更の決定をいう。

十二 指定一般相談支援事業者 法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。

十三 指定特定相談支援事業者 法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。

十四 指定地域相談支援 法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援をいう。

十五 指定地域移行支援 指定地域相談支援のうち法第五条第十九項に規定する地域移行支援に係るもの

をいう。

十六 指定地域定着支援 指定地域相談支援のうち法第五条第二十項に規定する地域定着支援に係るもの

をいう。

十七 法定代理受領 法第五十一条の十四第四項の規定により地域相談支援給付決定障害者が指定一般相

談支援事業者に支払うべき指定地域相談支援に要した費用について、地域相談支援給付費として当該地域相談支援給付決定障害者に支給すべき額の限度において、地域相談支援給付決定障害者に代わり、指定一般相談支援事業者に支払われることをいう。

(指定一般相談支援事業者の一般原則)

第三条 指定一般相談支援事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、地域相談支援を当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うように努めなければならない。

2 指定一般相談支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った指定地域相談支援の提供に努めなければならない。

3 指定一般相談支援事業者は、自らその提供する指定地域相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

## 第二章 地域移行支援の事業の人員及び運営に関する基準

### 第一節 基本方針

第四条 指定地域移行支援の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

## 第二節 人員に関する基準

### (従業者)

第五条 指定一般相談支援事業者のうち指定地域移行支援の事業を行う者（以下この章において「指定地域移行支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定地域移行支援事業所」という。）に専らその職務に従事する者を置かなければならない。ただし、指定地域移行支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 前項に規定する者の中一人は、相談支援専門員（指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）でなければならない。

### (管理者)

第六条 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

### 第三節 運営に関する基準

#### (内容及び手続の説明及び同意)

第七条 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者が指定地域移行支援の利用の申込みを行つたときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定地域移行支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定地域移行支援事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

#### (契約内容の報告等)

第八条 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に對し遅滞なく報告しなければならない。

#### (提供拒否の禁止)

第九条 指定地域移行支援事業者は、正当な理由がなく、指定地域移行支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第十条 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の利用について市町村又は指定特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十一条 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定地域移行支援事業所が通常時に指定地域移行支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域移行支援を提供することが困難であると認めた場合は、適當な他の指定地域移行支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十二条 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供を求められた場合は、その者の提示する地域相談支援受給者証によつて、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等を確かめるものとする。

(地域相談支援給付決定の申請に係る援助)

第十三条 指定地域移行支援事業者は、地域移行支援に係る給付決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十四条 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その

置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第十五条 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び

付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は

福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対しても、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十六条 指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業所の指定地域移行支援の職務に従事する者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十七条 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供した際は、当該指定地域移行支援の提供日、内容その他必要な事項を、指定地域移行支援の提供の都度記録しなければならない。

- 2 指定地域移行支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、地域相談支援給付決定障害者から指定地域移行支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定地域移行支援事業者が地域相談支援給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十八条 指定地域移行支援事業者が、指定地域移行支援を提供する地域相談支援給付決定障害者に対して金銭の支払を求める能够のは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであつて、当該地域相談支援給付決定障害者に支払を求めることが適當であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに地域相談支援給付決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、地域相談支援給付決定障害者に對し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項又は第二項に掲げる支払については、この限りでない。

(地域相談支援給付費の額等の受領)

第十九条 指定地域移行支援事業者は、法定代理受領を行わない指定地域移行支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から法第五十一条の十四第三項の規定により算定された地域相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

2 指定地域移行支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、地域相談支援給付決定者の選定により通常

の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域移行支援を提供する場合は、それに要した交通費の支払を地域相談支援給付決定障害者から受けることができる。

3 指定地域移行支援事業者は、前二項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った地域相談支援給付決定障害者に対し交付しなければならない。

4 指定地域移行支援事業者は、第二項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得なければならない。

(地域相談支援給付費の額に係る通知等)

第二十条 指定地域移行支援事業者は、法定代理受領により市町村から指定地域移行支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知しなければならない。

2 指定地域移行支援事業者は、第十九条第一項の法定代理受領を行わない指定地域移行支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定地域移行支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記

載したサービス提供証明書を地域相談支援給付決定障害者に対して交付しなければならない。

(指定地域移行支援の具体的取扱方針)

第二十一条 指定地域移行支援の方針は、第四条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援の職務に従事する者に基本相談支援に関する業務、次条第一項に規定する地域移行支援計画の作成その他指定地域移行支援に関する業務を担当させるものとする。
- 二 指定地域移行支援事業所の管理者は、相談支援専門員にその他の指定地域移行支援の職務に従事する者に対する技術的指導及び助言を行わせるものとする。
- 三 指定地域移行支援事業者は、第二十二条第一項に規定する地域移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定地域移行支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
- 四 指定地域移行支援の職務に従事する者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の立場に立

つて懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じ行うものとする。

#### （地域移行支援計画の作成等）

第二十二条 指定地域移行支援事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定地域移行支援に係る計画（以下「地域移行支援計画」という。）を作成しなければならない。

2 指定地域移行支援の職務に従事する者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者との希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するまでの適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 指定地域移行支援事業者は、アセスメントの実施に当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、指定地域移行支援の職務に従事する者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならぬ。

4 指定地域移行支援の職務に従事する者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定地域移行支援事業所が提供する指定地域移行支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 指定地域移行支援の職務に従事する者は、地域移行支援計画の作成に係る会議（障害者支援施設等又は精神科病院における担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 指定地域移行支援の職務に従事する者は、第四項に規定する地域移行支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 指定地域移行支援の職務に従事する者は、地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者に交付しなければならない。

8 指定地域移行支援の職務に従事する者は、地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行うものとする。

9 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する地域移行支援計画の変更について準用する。

(相談及び援助)

第二十三条 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者に面接し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者の住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

2 指定地域移行支援事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する障害者支援施設等又は精神科病院からの外出に際し、当該利用者に対して、同行による必要な支援を行うものとする。

3 前二項に掲げる面接又は同行による支援は、概ね一週間に一回行うものとし、少なくとも、一月に二回、行わなければならない。

(障害福祉サービス事業の体験的な利用)

第二十四条 指定地域移行支援事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、指定障害福祉サービス事業者等への委託により、地域における生活に移行するための障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）の体験的な利用を行うものとする。

（一人暮らしに向けた体験的な宿泊）

第二十五条 指定地域移行支援事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、当該利用者との常時の連絡体制を確保しつつ、地域における生活に移行するための単身での生活に向けた体験的な宿泊を行うものとする。

2 指定地域移行支援事業者は、前項の体験的な宿泊について、指定障害福祉サービス事業者等に委託することができる。

3 第一項の体験的な宿泊は、体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するほか、体験的な宿泊を行いうために必要な設備を設けられた場所において行わなければならない。

4 第一項の体験的な宿泊は、衛生的に管理された場所において行わなければならない。

(関係機関との連絡調整等)

第二十六条 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供するに当たっては、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関との連絡調整その他の便宜の供与を行うものとする。

(利用者等に対する地域移行支援の実施状況等の書類の交付)

第二十七条 指定地域移行支援事業者は、利用者が他の指定地域移行支援事業者の利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、地域移行支援の実施状況等に関する書類を交付しなければならない。

(地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知)

第二十八条 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を受けている地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な行為によつて地域相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者の責務)

第二十九条 指定地域移行支援事業所の管理者は、当該指定地域移行支援事業所の指定地域移行支援の職務に従事する者その他の従業者の管理、指定地域移行支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定地域移行支援事業所の管理者は、当該指定地域移行支援事業所の指定地域移行支援の職務に従事する者その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第三十条 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第三十四条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定地域移行支援の提供方法及び内容並びに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその

五 通常の事業の実施地域

六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三十一条 指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、適切な指定地域移行支援を提供できるよう、指定地域移行支援事業所ごとに、指定地域移行支援の職務に従事する者その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、当該指定地域移行支援事業所の指定地域移行支援の職務に従事する者によつて指定地域移行支援を提供しなければならぬ。

3 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の職務に従事する者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第三十二条 指定地域移行支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定地域移行支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(衛生管理等)

第三十三条 指定地域移行支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示等)

第三十四条 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び地域移行支援の実施状況、指定地域移行支援の職務に従事する者の有する資格、経験年数、勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

2 指定地域移行支援事業者は、前項に掲げる重要な事項の公表に努めなければならない。

(秘密保持等)

第三十五条 指定地域移行支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定地域移行支援事業者は、従業者及び管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定地域移行支援事業者は、地域移行支援計画の作成に係る会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならぬい。

(情報の提供等)

第三十六条 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定地域移行支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第三十七条 指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域移行支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第三十八条 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域移行支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域移行支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、法第十二条第二項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定地域移行支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

5 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、法第五十二条の二十七第一項の規

定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域移行支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関するして都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するどもに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 指定地域移行支援事業者は、都道府県知事又は市町村長から求めがあつた場合には、第三項から前項までの改善の内容を都道府県知事又は市町村長に報告しなければならない。

7 指定地域移行支援事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

#### (事故発生時の対応)

第三十九条 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならぬい。

2 指定地域移行支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### (会計の区分)

第四十条 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域移行支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

#### (記録の整備)

第四十一条 指定地域移行支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定地域移行支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

### 第三章 地域定着支援の事業の人員及び運営に関する基準

## 第一節 基本方針

第四十二条 指定地域定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第二節 人員に関する基準

#### (準用)

第四十三条 第五条及び第六条の規定は、指定地域定着支援の事業について準用する。

### 第三節 運営に関する基準

#### (指定地域定着支援の具体的な取扱方針)

第四十四条 指定地域定着支援の方針は、第四十二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援の職務に従事する者に基本相談支援に関する業務、次条第一項に規定する地域定着支援台帳の作成その他指定地域定着支援に関する業務を担当させ

るものとする。

二 指定地域定着支援事業所の管理者は、相談支援専門員にその他の指定地域定着支援の職務に従事する者に対する技術的指導及び助言を行わせるものとする。

三 指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行わなければならぬ。

四 指定地域定着支援の職務に従事する者は、指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の立場に立つて懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じ行うものとする。

#### (地域定着支援台帳の作成等)

第四十五条 指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した地域定着支援に係る台帳（以下「地域定着支援台帳」という。）を

作成しなければならない。

- 2 指定地域定着支援の職務に従事する者は、地域定着支援台帳の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者が地域において日常生活を営む上で課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切に行えるよう備えなければならない。

- 3 指定地域定着支援事業者は、アセスメントの実施に当たっては、利用者に面接して行わなければならぬ。この場合において、指定地域定着支援の職務に従事する者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

- 4 指定地域定着支援の職務に従事する者は、地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行うものとする。

- 5 第二項及び第三項の規定は、第四項に規定する地域定着支援台帳の変更について準用する。  
(常時の連絡体制の確保等)

第四十六条 指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保するものとする。

2 指定地域定着支援事業者は、利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握するものとする。

(緊急の事態への対処等)

第四十七条 指定地域定着支援事業者は、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態が生じた場合その他必要な場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定地域定着支援事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等その他の関係機関との連絡調整、緊急の場合における一時的な滞在による支援その他の必要な措置を講じなければならない。

3 指定地域定着支援事業者は、前項の滞在による支援について、指定障害福祉サービス事業者等に委託することができる。

4 指定地域定着支援事業者は、第二項の滞在による支援を行うために必要な広さの区画を有するとともに必要な設備及び備品等を備えなければならない。

5 指定地域定着支援事業者は、第二項の滞在による支援を行う場所を衛生的に管理しなければならない。

(準用)

第四十八条 第七条から第二十条、第二十六条から第四十一条の規定は、指定地域定着支援の事業について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(従業者の経過措置)

第二条 施行日前に、都道府県又は指定都市の委託（厚生労働大臣からの補助に係るものに限る。）により精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行っていた者については、当分の間、相談支援専門員を配置しないことができる。



○厚生労働省令第 号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十一条の二十四第一項及び第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準を次のように定める。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

第一節 基本方針（第二条）

第二節 人員に関する基準（第三条・第四条）

第三節 運営に関する基準（第五条—第三十条）

附則

## 第一章 総則

### (定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者若しくは障害児又は地域相談支援を利用する障害者をいう。

二 障害福祉サービス事業 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業をいう。

三 基本相談支援 法第五条第十八項に規定する基本相談支援をいう。

四 サービス等利用計画案 法第五条第二十一項に規定するサービス等利用計画案をいう。

五 サービス等利用計画 法第五条第二十一項に規定するサービス等利用計画をいう。

六 支給決定 法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。

七 支給決定の有効期間 法第二十三条に規定する支給決定の有効期間をいう。

八 指定障害者支援施設 法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。

九 指定障害福祉サービス等 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。

十 指定障害福祉サービス事業者等 法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。

十一 地域相談支援給付決定 法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定をいう。

十二 地域相談支援給付決定の有効期間 法第五十一条の八に規定する地域相談支援給付決定の有効期間をいう。

十三 指定一般相談支援事業者 法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。

十四 指定地域相談支援 法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援をいう。

十五 計画相談支援対象障害者等 法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。

十六 指定特定相談支援事業者 法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。

十七 指定計画相談支援 法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。

十八 法定代理受領 法第五十一条の十七第三項の規定により計画相談支援対象障害者等に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定計画相談支援に要した費用の額の一部を指定特定相談支援事業者が受けることをいう。

## 第二章 指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

### 第一節 基本方針

第二条 指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って、行われるものでなければならない。

2 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）

が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

4 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サ

サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。

5 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。

6 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

## 第二節 人員に関する基準

### (従業者)

第三条 指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定特定相談支援事業所」という。）  
ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員（指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣  
が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、指定計画相談支援の業務に支障が  
ない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事  
させることができるものとする。

### (管理者)

第四条 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、指定特定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

### 第三節 運営に関する基準

#### （内容及び手続の説明及び同意）

第五条 指定特定相談支援事業者は、計画相談支援対象障害者等が指定計画相談支援の利用の申込みを行つたときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第十九条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

#### （契約内容の報告等）

第六条 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に對し遅滞なく報告しなければならない。

2 指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に對し遅滞なく提出しなければならない。

#### （提供拒否の禁止）

第七条 指定特定相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定計画相談支援の提供を拒んではならない。

#### （サービス提供困難時の対応）

第八条 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定特定相談支援事業所が通常時に指定計画相談支援を提供する地域をいう。第十二条第二項及び第十九条第五号において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適當な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならぬ。

#### （受給資格の確認）

第九条 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証（法第二十二条第八項に規定する受給者証をいう。）又は地域相談支授受給者証（法第五十一条の七第八項に規定する地域相談支授受給者証をいう。）によつて、計画相談支援給付費の支給対象者であること、法第五条第二十二条項に規定する厚生労働省令で定める期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量（法第二十二条第七項に規定する支給量をいう。）又は地域相談支援給付量（法第五十一条の七第七項に規定する地域相談支援給付量をいう。）等を確かめるものとする。

（支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助）

第十条 指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第十一 条 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類

を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(計画相談支援給付費の額等の受領)

第十二条 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相

談支援対象障害者等から計画相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

2 指定特定相談支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の支払を計画相談支援対象障害者等から受けることができる。

3 指定特定相談支援事業者は、前二項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画相談支援対象障害者等に対し交付しなければならない。

4 指定特定相談支援事業者は、第二項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第十三条 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を提供している計画相談支援対象障害者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項第二号に掲げる額の合計額（以下この条において「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告とともに、当該計画相談支援対象障害者等及び当該計画相談支援対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した法定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（計画相談支援給付費の額に係る通知等）

第十四条 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領により市町村から指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知しなければならない。

2 指定特定相談支援事業者は、第十二条第一項の法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記

載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障害者等に対して交付しなければならない。

(指定計画相談支援の具体的取扱方針)

第十五条 指定計画相談支援の方針は、第一条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 1 指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立つて懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じ行うものとする。

- 2 指定計画相談支援における指定サービス利用支援（法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。）の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。
- 1 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよ

う努めなければならない。

二 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようしなければならない。

三 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めなければならない。

四 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

五 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や

利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下この項及び第三十条第二項第二号ロにおいて「アセスメント」という。）を行わなければならない。

六 相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しなければならない。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

七 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第五条第二十二項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画を作成しなければならない。

八 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第十九条第一項

に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得なければならない。

九 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しなければならない。

十 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために支給決定又は地域相談支援給付決定の内容を踏まえて変更を行つた福祉サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

十一 相談支援専門員は、前号の担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得なければならない。

十二 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及

び担当者に交付しなければならない。

- 3 指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援（法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定継続サービス利用支援をいう。）の方針は、第二条に規定する基本方針及び前二項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。次号及び第三十条第二項第二号ニにおいて「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。
- 二 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第五条第二十二項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。
- 三 前項第一号から第七号及び第十号から第十二号までの規定は、第一号に規定するサービス等利用計画

の変更について準用する。

四 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となつたと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

五 相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があつた場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うものとする。

(利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付)

第十六条 指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があつた場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知)

第十七条 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象障害者等が偽りその他不正な行為によつて計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者の責務)

第十八条 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第十九条 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第二十三条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

## 一 事業の目的及び運営の方針

### 二 従業者の職種、員数及び職務の内容

### 三 営業日及び営業時間

### 四 指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額

### 五 通常の事業の実施地域

### 六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

### 七 虐待の防止のための措置に関する事項

### 八 その他運営に関する重要事項

#### (勤務体制の確保等)

第二十条 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、指定

特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させなければならない。ただし、相談支援専門員の補助の業務に

についてはこの限りではない。

- 3 指定特定相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

- 第二十一条 指定特定相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(衛生管理等)

- 第二十二条 指定特定相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならぬ。

- 2 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示等)

- 第二十三条 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基

本相談支援及び計画相談支援（法第五条第十七項に規定する計画相談支援をいう。）の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

2 指定特定相談支援事業者は、前項に掲げる重要な事項の公表に努めなければならない。

（秘密保持等）

第二十四条 指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定特定相談支援事業者は、従業者及び管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならぬ。

（広告）

第二十五条 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業者について広告をする場合においては

、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止)

第二十六条 指定特定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に關し、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行つてはならない。

2 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に關し、利用者等に對して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行つてはならない。

3 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に關し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることとの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第二十七条 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付

けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定特定相談支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に關し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に關して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

4 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に關し、法第十二条第二項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは指示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に關して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて

必要な改善を行わなければならない。

5 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に關し、法第五十一条の二十七第二項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に關して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 指定特定相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあつた場合には、第三項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村長又は市町村長に報告しなければならない。

7 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

#### (事故発生時の対応)

第二十八条 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

らない。

2 指定特定相談支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採つた処置について、記録しなければならない。

3 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### (会計の区分)

第二十九条 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

#### (記録の整備)

第三十条 指定特定相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 第十五条第三項第一号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録  
二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳

イ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画

ロ アセスメントの記録

ハ サービス担当者会議等の記録

ニ モニタリングの結果の記録

三 第十七条の規定による市町村への通知に係る記録

四 第二十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 第二十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### 附 則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。



○厚生労働省令第 号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の三十一第一項及び第二項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準を次のように定める。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

第一節 基本方針（第二条）

第二節 人員に関する基準（第三条・第四条）

第三節 運営に関する基準（第五条—第三十条）

附則

## 第一章 総則

### (定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 利用者 障害児通所支援を利用する障害児をいう。
- 二 障害児通所支援事業 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業をいう。
- 三 障害児支援利用計画案 法第六条の二第七項に規定する障害児支援利用計画案をいう。
- 四 障害児支援利用計画 法第六条の二第七項に規定する障害児支援利用計画をいう。
- 五 指定通所支援 法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。
- 六 指定障害児通所支援事業者等 法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。
- 七 通所給付決定 法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。
- 八 通所給付決定の有効期間 法第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間をいう。

九 指定障害児入所施設等 法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。

十 障害児相談支援対象保護者 法第二十四条の二十六第一項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。

十一 指定障害児相談支援事業者 法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。

十二 指定障害児相談支援 法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。

十三 法定代理受領 法第二十四条の二十六第三項の規定により障害児相談支援対象保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定障害児相談支援に要した費用の一部を指定障害児相談支援事業者が受けることをいう。

第二章 指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

### 第一節 基本方針

第二条 指定障害児相談支援の事業は、利用者又は利用者の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立つて、行われるものでなければならない。

2 指定障害児相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定障害児相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）

）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

4 指定障害児相談支援の事業は、当該利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。

5 指定障害児相談支援事業者は、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。

6 指定障害児相談支援事業者は、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

## 第二節 人員に関する基準

（従業者）

**第三条** 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定障害児相談支援事業所」という。）**」**に専らその職務に従事する相談支援専門員（指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させができるものとする。

（管理者）

**第四条** 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所<sup>ご</sup>に専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、指定障害児相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させができるものとする。

第三節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

**第五条** 指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援の利用の申込みを

行つたときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第十九条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約内容の報告等）

第六条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

2 指定障害児相談支援事業者は、障害児支援利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しなければならない。

（提供拒否の禁止）

第七条 指定障害児相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定障害児相談支援の提供を拒んではならない。

### （サービス提供困難時の対応）

第八条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定障害児相談支援事業所が通常時に指定障害児相談支援を提供する地域をいう。第十二条第二項及び第十九条第五号において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適當な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

### （受給資格の確認）

第九条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証（法第二十一条の五の七第九項に規定する通所受給者証をいう。）によつて、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、法第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量（法第二十一条の五の七第七項に規定する支給量をいう。）等を確かめるものとする。

### （通所給付決定の申請に係る援助）

第十条 指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十一条 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(障害児相談支援給付費の額等の受領)

第十二条 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から障害児相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

2 指定障害児相談支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の支払を障害児相談支援対象保護者から受けることができる。

3 指定障害児相談支援事業者は、前二項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該

費用の額を支払った障害児相談支援対象保護者に対し交付しなければならない。

4 指定障害児相談支援事業者は、第二項の費用に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、障害児相談支援対象保護者の同意を得なければならない。

#### （利用者負担額に係る管理）

第十三条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を提供している障害児相談支援対象保護者が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定通所支援につき法第二十一条の五の三第二項第二号に掲げる額の合計額（以下この条において「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該障害児相談支援対象保護者及び当該障害児相談支援対象保護者に対し指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しなければならない。

#### （障害児相談支援給付費の額に係る通知等）

第十四条 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領により市町村から指定障害児相談支援に係る障害児

相談支援給付費の支給を受けた場合は、障害児相談支援対象保護者に対し、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児相談支援給付費の額を通知しなければならない。

2 指定障害児相談支援事業者は、第十二条第一項の法定代理受領を行わない指定障害児相談支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる項目を記載したサービス提供証明書を障害児相談支援対象保護者に対して交付しなければならない。

(指定障害児相談支援の具体的取扱方針)

第十五条 指定障害児相談支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 指定障害児相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に基本相談支援（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十七項に規定する基本相談支援をいう。第二十三条第一項において同じ。）に関する業務及び障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 二 指定障害児相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立つて懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必

要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じ行うものとする。

- 2 指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならない。

二 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようしなければならない。

三 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めなければならない。

四 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情

報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

五 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下この項及び第三十条第二号ロにおいて「アセスメント」という。）を行わなければならない。

六 相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接しなければならない。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に對して十分に説明し、理解を得なければならない。

七 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第六条の二第八項に規定する厚

生労働省令で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しなければならない。

八 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第二十一条の五の五第一項に規定する障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得なければならぬ。

九 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、当該障害児支援利用計画案を利用者等に交付しなければならない。

十 相談支援専門員は、通所給付決定が行われた後に、指定障害児通所支援事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（相談支援専門員が障害児支援利用計画の作成のために通所給付決定の内容を踏まえて変更を行つた障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

十一 相談支援専門員は、前号の担当者から専門的な見地からの意見を求めた障害児支援利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得なければならない。

十二 相談支援専門員は、障害児支援利用計画を作成した際には、当該障害児支援利用計画を利用者等及び担当者に交付しなければならない。

3 指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助の方針は、第二条に規定する基本方針及び前二項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。次号及び第三十条第二号ニにおいて「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

二 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間ごと

に利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。

三 前項第一号から第七号及び第十号から第十二号までの規定は、第一号に規定する障害児支援利用計画の変更について準用する。

四 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となつたと認める場合又は利用者が指定障害児入所施設等への入院又は入所を希望する場合には、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

五 相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退院又は退所しようとする利用者又はその家族から依頼があつた場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うものとする。

(利用者等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付)

第十六条 指定障害児相談支援事業者は、利用者等が他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があつた場合には、当該利用者等に対し、直近の障害児支援利用計画及びその実

施状況に関する書類を交付しなければならない。

(障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知)

第十七条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を受けている障害児相談支援対象保護者が偽りその他不正な行為によつて障害児相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者の責務)

第十八条 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第十九条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営

についての重要な事項に関する運営規程（第二十三條において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要な事項  
(勤務体制の確保等)

第二十条 指定障害児相談支援事業者は、利用者等に対し、適切な指定障害児相談支援を提供できるよう、

指定障害児相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に指定障害児相談支援の業務を担当させなければならない。ただし、相談支援専門員の補助の業務についてはこの限りではない。

3 指定障害児相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第二十一条 指定障害児相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定障害児相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(衛生管理等)

第二十二条 指定障害児相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示等)

第二十三条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び障害児相談支援（法第六条の二第六項に規定する障害児相談支援をいう。）の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数、勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

2 指定障害児相談支援事業者は、前項に掲げる重要な事項の公表に努めなければならない。

(秘密保持等)

第二十四条 指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定障害児相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定障害児相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならぬ。

(広告)

第二十五条 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(指定障害児通所支援事業者等からの利益收受等の禁止)

第二十六条 指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に關し、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行つてはならない。

2 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に關し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行つてはならない。

3 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に關し、利用者に對

して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第二十七条 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害児相談支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第二十四条の三十四第一項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に關し、法第五十七条の三の三第三項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に關して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

5 指定障害児相談支援事業者は、都道府県知事又は市町村長から求めがあつた場合には、第三項及び第四項の改善の内容を都道府県知事又は市町村長に報告しなければならぬ。

6 指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならぬ。

(事故発生時の対応)

第二十八条 指定障害児相談支援事業者は、利用者等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害児相談支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採つた処置について、記録しなければならない。

3 指定障害児相談支援事業者は、利用者等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### (会計の区分)

第二十九条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

#### (記録の整備)

第三十条 指定障害児相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定障害児相談支援事業者は、利用者等に対する指定障害児相談支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 第十五条第三項第一号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録

二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳

イ 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画

ロ アセスメントの記録

ハ サービス担当者会議等の記録

ニ モニタリングの結果の記録

三 第十七条の規定による市町村への通知に係る記録

四 第二十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 第二十八条第一項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### 附 則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。